

福島県と株式会社阪急交通社との包括的な連携に関する協定

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

福島県（以下「甲」という。）と株式会社阪急交通社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携し、地域の様々な課題に迅速かつ的確に対応し、東日本大震災からの復興や観光振興、地域の魅力発信などを図ることを目的とする。

（連携事項等）
第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、連携して次の各号に掲げる事項について取り組むものとする。
（1）東日本大震災からの復興に関すること
（2）観光振興に関すること
（3）地域の魅力発信に関すること
（4）観光人材の育成・確保に関すること
（5）災害・感染症対策に関すること
（6）その他、地域の活性化等に関すること
2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲と乙は、必要に応じて協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、別途取り決めるものとする。

（期間）
第3条 本協定の有効期間は、締結日より1年間とし、期間満了の1か月前までに甲又は乙から書面による申し出がなければ、1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

（協定内容の変更）
第4条 甲又は乙のいずれかから本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議を行うものとする。

（疑義の決定）
第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、その対応を決定するものとする。

令和7年6月2日

甲：福島県福島市杉妻町2番16号
福島県

福島県知事

内 堀 雅 雄

乙：大阪府大阪市北区梅田2丁目5番25号ハービス OSAKA
株式会社阪急交通社

代表取締役社長

酒 井 淳